

原子力規制委員会国立研究開発法人審議会運営規程

平成 27 年 6 月 2 日

原子力規制委員会国立研究開発法人審議会

(趣旨)

第一条 原子力規制委員会の国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、原子力規制委員会国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十九号。以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第二条 審議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び付議事項を記載した書面（電子的方式によるものを含む。）を委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知するものとする。
- 3 委員の半数以上の者から付議事項を示して審議会の招集の要請があったときは、会長は、これを招集しなければならない。

(書面による議決)

第三条 会長は、やむを得ない理由により審議会の会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該事案に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決とすることができる。

- 2 前項の規定により議決を行った場合は、会長が次の会議において報告しなければならない。

(議決権の特例)

第四条 委員及び議事に関係のある臨時委員のうち、審議の対象となる国立研究開発法人の事務及び事業の一部について密接な利害関係を有する者（その者が法人である場合にあっては、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。））は、当該事務及び事業についての議決権を有しないものとする。

(出席)

第五条 審議会は、代理出席は認めない。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員以外の者に出席させ、意見を述べさせ、又は、説明させることができる。
- 3 議事に関係のない臨時委員及び専門委員は、会長の承認を得て、審議会に出席し、意見を述べるることができる。

(緊急議案)

第六条 審議会は出席した委員の過半数の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

(会議の公開)

第七条 審議会は、会議を開催するときは、原則として会議を公開するものとする。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条に定める不開示情報（以下「不開示情報」という。）を扱う場合その他審議会が非公開とすることが適当であるとした場合は、この限りでない。

(資料及び議事録の公開)

- 第八条 審議会は、会議を開催したときは、原則として資料及び議事録を公開するものとする。ただし、不開示情報に該当するものその他審議会が公開しないことが適当であるとした場合は、この限りではない。
- 2 審議会は、議事録を公開しないこととしたときは、議事要旨を公開するものとする。

(部会の設置)

第九条 審議会令第五条第一項の規定に基づき、審議会は、その議決をもって部会を置くことができる。

(部会の議決)

- 第十条 審議会令第五条第六項の規定に基づき、審議会があらかじめ定める事項については、部会の議決をもって審議会の議決とする。
- 2 前項に規定する事項について部会が議決したときは、部会長は速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならない。

(部会の議事等)

第十一条 部会の議事については、第一条から第八条までの規定を準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは「部会に属する委員、臨時委員及び専門委員」と、「委員及び当該事案に関係のある臨時委員」とあるのは「部会に属する委員及び臨時委員」と、「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「部会に属する委員及び臨時委員」と、「議事に関係のない臨時委員及び専門委員」とあるのは「部会に属しない委員、臨時委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(雑則)

第十二条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成27年6月2日から施行する。